

パブリックコメントで出された意見の内容と市の考え方について

1. パブリックコメントの概要

- (1)案件名：鳥栖市空家等対策計画(改訂案)
- (2)意見募集期間:令和4年12月1日(木)～令和4年12月28日(水)
- (3)意見提出数:38件(1名)

2. 意見の内容と市の考え方

鳥栖市空家等対策計画(改訂案)に対するパブリックコメントで提出された意見とそれに対する市の考え方を次のとおり整理しました。

番号	該当箇所	意見の内容	市の考え方
1 グラフ修正	P3	1. 人口・世帯等の状況 図を白黒コピーした場合、下記の項目は判別できないので網掛等してはどうでしょうか。 	ご意見のとおり、網掛により白黒でも判別できるよう修正いたします。
2	P8	今回、県内10市で空家率が最も低くなった要因は何でしょう。	住宅・土地統計調査は、国が、市町村の人口規模別に世帯数を抽出して行うものであり、その結果はあくまで推計値となります。 したがって、空家率が低くなった要因について分析はできませんが、佐賀県内は人口が減少している一方で、鳥栖市は人口が増加傾向にあり、世帯数も増加しています。 そのような社会的変化に伴い、空家が住宅として有効活用される機会が多く、空家率が低くなっているのではないかと推測されます。
3	P10	(ア)⑤空家外であったもの(構築物のみ)・・・1件 この「構築物のみ」とはどういう意味でしょうか。	空家法第2条第1項において、「空家等」とは、「建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその土地(立木その他土地に定着するものを含む。)をいう。」と定義されています。 当該事案は、「建築物やそれに付随する工作物」がない土地にブロック塀のみが所在していた事案となります。
4	P11	4.空家実態調査の概要 前回記載されていた「(5)調査項目に空家等の概要確認」、「(6)空家状態」、「(7)空家等の総合判断」、「(8)調査結果 ○地区別空家等の状態」、「(9)空家立地状況・・・」が今回削除されていますが、これは「特定空家等」の調査項目に該当することで削除されたのでしょうか。	前回計画は、空家特措法施行後、初めての空家等対策計画であり、その事前調査として、全市域の空家等の状況を把握するため、外部委託を行い家屋の部材調査、居住可否の判断、所在図の作成など、詳細な調査を実施したものです。 その後、空家等対策計画に基づき各種の取組を進め、空家数が減少するなど一定の効果がみられました。 今回の第2期計画においては、外部委託等詳細調査は行っておりませんが、前回調査の内容をふまえたうえで、職員により空家実態調査(現地調査)を行うことで、空家等の状況を把握しております。
5	P11	(1)調査期間 「令和3年4月～6月」と、「※5令和4年1月1日現在の固定資産税台帳より出典」と約半年間日数差がありますが、この間の戸建住宅数の増加は空家率に対して問題とならないのでしょうか。前回調査はH28年7月～12月で固定資産税台帳H29年1月でした。	空家実態調査については、当該年度の空家の状況を把握し、取組方針を決定するため、毎年度4月～6月に実施しています。 この実態調査から、翌年の固定資産課税台帳を作成する間に増加した新たな戸建て住宅は、新築物件のため空家とは考えにくく、空家等の課題に大きな影響を与えないのではないかと考えています。 よって、空家率への影響は許容できるものと認識しています。

修正前	修正後

番号	該当箇所	意見の内容	市の考え方
6	P11	(2)調査地区 地区別の空家調査は実施されていますが、市街化区域と市街化調整区域の空家状況は把握(調査)されているのでしょうか。 市街化調整区域は用途変更・売却・賃借等に対する制限やその他デメリットとしてインフラの遅れや生活利便施設が近くにない等があるため、今後、市街化調整区域の空家は増加するのではないのでしょうか。そのためにも市街化区域と市街化調整区域の空家状況を把握して市街化調整区域の空家等の対策検討による活性化を図ることが必要ではないでしょうか。	個別の空家等の所在は把握していますが、市街化区域と市街化調整区域に区分した集計は行っておりません。 なお、市街化調整区域に関する土地建物の利活用については、以下のとおり認められています。 ・線引き以前(昭和48年12月1日以前)から建物がある建物の第三者への譲渡・建て替え ・開発許可制度において、令和2年10月から佐賀県の基準が改正され、既存家屋をコミュニティ維持のため賃貸住宅、グループホーム等の福祉施設への用途変更や、一部地域に限り観光振興のために必要な宿泊施設及び飲食店等への用途変更が認められています。 また、農地が付随する空家については、平成31年4月から、空き家バンクに登録されていれば、一定の要件を満たしたうえで売買等が可能となり、令和2年度以降2件が適用されています。
7	P13	(2)回答状況 今回、アンケート調査への回答率は46.8%、未回答が53.2%(前回調査の未回答36%+不明返送4%)と多かったです。調査結果は現状を正確に把握できているのでしょうか。 例えば、④空家になった理由として、「居住者が病院・福祉施設等への入所、入院した」は前回調査では2割だったが、今回は1割を切っている。現状高齢化が進んでいるのに減少している。高齢者が入所、入院されたことで未回答が増えたのでは。	空家の所有者等アンケート調査については、約半数の所有者から回答をいただいております。概ね現状や課題を把握できているものと考えております。 高齢者の入所、入院による未回答への影響について、本調査の実施にあたっては、登記情報や固定資産税における税情報を基に調査票を送付しており、入院、入所状況は把握しておらず、ご指摘の事由(入所、入院)が未回答の要因であるかは判断できません。
8 グラフ修正	P13	(3)調査結果の円グラフと各項目の色の判別がしづらい人や白黒コピーした場合、円グラフの%がどの項目に該当するのかが判らないため、各項目の後に〇〇%と記載してもらいたい。①～⑧全て 例 20歳代0.7% 30歳代3.3%	ご意見のとおり、各項目の後に数値を記載するよう修正いたします。
9	P16	6.前計画の振り返りとその課題 今回課題としては、前回記載の「土地・建物の規制に関する課題」が削除されていますが、これは「農地や都市計画に関する法規制の緩和」により削除されたのであれば、どのような緩和がされたのでしょうか。 また、「農地や都市計画に関する法規制の緩和」とは、市街化調整区域に関する法規制の緩和のことでしょうか。	前計画での「土地・建物の規制に関する課題」については、近年の市街化調整区域に関する法的規制の緩和を指しています。詳細につきましては、番号6の回答をご参照ください。
10	P16	(1)所有者等に関する課題 「〇相続登記が…放置された結果、相続人が多数になり、…対応が難しいケースが発生しています。」とありますが、この「相続人が多数ケース」に対する取組について記載する必要はないのでしょうか。	「相続人が多数のケース」においても、他の案件と変わらず、相続人を調査し、所有者を把握、状況に応じて助言・指導等を行う取組を行っています。 また、そういったケースを未然に防ぐために、P21に死亡届提出の際の相続案内の呼びかけについて記載しております。
11 文言修正	P17	(1)空家等の適正管理に係る意識啓発 「…よって、空家等になる前に、所有者等に対して空家等の適切な管理や利活用の意識づけを行うことが重要です。」とありますが、国の基本方針(R3.6改正)では、「よって、空家等となることが見込まれる住宅の所有者等へ適切な管理についての注意喚起を行う取組が重要である。」と改正されています。記載変更は必要はないのでしょうか。	ご意見のとおり、「よって、空家等となることが見込まれる住宅の所有者等へ、適切な管理についての注意喚起や意識づけを行うことが重要です。」へ記載を変更いたします。

修正前	修正後
P17 第3章 空家等対策の基本的事項 1. 空家等対策の基本的な方針 (1)空家等の適正管理に係る意識啓発 ……… よって、空家等になる前に、所有者等に対して空家等の適切な管理や利活用の意識づけを行うことが重要です。	(1)空家等の適正管理に係る意識啓発 ……… よって、空家等となることが見込まれる住宅の所有者等へ、適切な管理についての注意喚起や意識づけを行うことが重要です。

番号	該当箇所	意見の内容	市の考え方
12	P17	(3)空家等を有効活用した地域活性化 デメリットが多い市街化調整区域に対してどのような促進策 が実施されているのでしょうか。	番号6の回答をご参照ください。
13 文言修正	P18	4. 対象とする空家等の種類 今回、「必要に応じて、共同住宅・店舗…」が「また、共同 住宅・店舗…」に変更されていますが、「鳥栖市空家等対 策計画(改訂案)の概要」には、「必要に応じて」が記載されて います。	概要版を修正いたします。
14	P19	1. 空家等の調査 「空家等の対策を……このため、空家等の情報収集や実 態調査を行うとともに、それらの情報のデータベースを整備し ます。」とありますが、現状として適宜、実態調査を行い情報 の更新は実施されていないのですか。実施してあるのであれば 「空家等の対策を……このため、空家等の情報収集や 実態調査を適宜行うとともに、それらの情報のデータベース を整備・更新します。」と記載変更してはどうでしょうか。また、 「法第11条」の記載追加。	「整備」に適宜行う更新も含むものと考えております。 また、P1の第1章1. 策定の背景と目的に記載しております よう、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行等をふま え計画を策定しているため、各項目の根拠となる個別の条 項については後段の参考資料を参照ください。
15	P19	③ 財産管理人制度の活用 この項目の追加は、基本方針の変更(R3.6改正)に伴う市 町村による財産管理制度の活用」の反映ですが、項目の記 載箇所としては現在の「1. 空家等の調査」より次の項目の 「2. 空家等の適切な管理の促進」が該当するのではないで しょうか。 項目の移行する場合、「鳥栖市空家等対策計画(改訂案)の 概要」も移行が必要です。	ご意見をふまえて、財産管理人制度についての記載は 「1. 空家等の調査」から「2. 空家等の適切な管理の促進」 へ記載変更いたします。また、合わせて概要版も修正いたし ます。
16	P20	2. 空家等の適切な管理の促進 「法第12条」の記載は必要ないのでしょうか。	P1の第1章1. 策定の背景と目的に記載しておりますよう、 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行等をふま え計画を策定しているため、各項目の根拠となる個別の条 項については後段の参考資料を参照ください。
17 文言修正	P20	「(1)市民への情報発信」に「意識啓発」を追加して、「(1) 市民への情報発信・意識啓発」と記載変更してはどうしよ うか。	ご意見のとおり、「(1)市民への情報発信」を「(1)市民へ の情報発信・意識啓発」へ修正いたします。
18	P20	(4)高齢者への支援 国土交通省の民間主体と連携した空き家の発生予防・適正 管理の事例に、『高齢単身・高齢夫婦世帯が、相続時など 将来に備えた「空き家の発生予防」を元気なうちに行えるよう ガイドラインを作成し、セミナー等を開催して普及啓発を図 る。』と紹介されていますか、鳥栖市でも自治会等と連携し高 齢者を対象とした出前講座・いきいきサロン等での空家予防 啓発(元気なうちの空き家予防対策)を実施してあるものでし ょうか。	専門家を招いた空き家の相談会や、相続・遺言等に関す るセミナー、空き家対策の現状などについて出前講座を行っ た実績があります。 また、空き家に関するお困り事などを相談いただくために、 各専門家団体への無料相談窓口をご案内しております。

修正前	修正後
概要版 第3章 空家等対策の基本的事項 4. 対象とする空家等の種類 ○「戸建の空家」を主な対象(必要に応じて店舗、事務所、 倉庫等の空家も対象)とし、「特定空家等」を優先的に取り組 む	○「戸建の空家」を主な対象(店舗、事務所、倉庫等も1棟 すべてが空家の場合は対象)とし、「特定空家等」を優先的 に取り組む
P19 第4章 空家等対策の基本的取組 1. 空家等の調査 (4)所有者等が特定できない場合 ③財産管理人制度の活用 空家等の長時間の放置や荒廃状態が予測されるケースに 対しては、状況に応じ財産管理人制度(相続財産管理人制 度、不在者財産管理人制度)の活用を促します。	P19 第4章 空家等対策の基本的取組 1. 空家等の調査 (4)所有者等が特定できない場合 ③財産管理人制度の活用⇒削除  P21 第4章 空家等対策の基本的取組 2. 空家等の適切な管理の促進 (8)財産管理人制度の活用 空家等の長時間の放置や荒廃状態が予測されるケースに 対しては、状況に応じ財産管理人制度(相続財産管理人制 度、不在者財産管理人制度)の活用を促します。
P20 第4章 空家等対策の基本的取組 2. 空家等の適切な管理の促進 (1)市民への情報発信 空家等の所有者等となった場合、……	P20 第4章 空家等対策の基本的取組 2. 空家等の適切な管理の促進 (1)市民への情報発信・意識啓発 空家等の所有者等となった場合、……

番号	該当箇所	意見の内容	市の考え方
19 文言修正	P21	(6)「早期アプローチのためのプロセスの構築」の項目名称を、だれでも(特に高齢者)分かりやすいように「死亡届提出時等における情報提供」に変更してはどうでしょうか。 また、「住民異動(死亡)を基に、空家等の適正管理に関するパンフレットの配布や、相続登記について周知するとともに、必要に応じて関係団体の相談窓口を案内します。」を「死亡後の手続きのために、相続人等が市役所窓口に来庁する機会を捉えて、空家等の適正管理に関するパンフレットの配布や、相続登記について周知するとともに、必要に応じて関係団体の相談窓口を案内します。」に記載変更してはどうでしょうか。	ご意見のとおり、「早期アプローチのためのプロセスの構築」の項目名称を、「死亡届提出時等における情報提供」に修正いたします。 また、「住民異動(死亡)を基に、…」の箇所を「住民異動(死亡)時の手続きのために、相続人等が市役所窓口に来庁する機会を捉えて、…」に修正いたします。
20 文言修正	P21	(7)災害等の緊急時の対応 参考資料P-46の「2.空家等に対する他法令による諸規制等」には、「災害」と記載されていますが、ここで「自然災害」と記載する理由は为什么呢。 「鳥栖市空家等対策計画(改訂案)の概要」も「自然災害」と記載されていますが。	国の指針に合わせ、「災害」へ統一いたします。
21	p22	3. 空家等及び跡地の活用の促進 「法第13条」の記載は必要ないのでしょうか。	P1の第1章1. 策定の背景と目的に記載しておりますよう、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行等をふまえて計画を策定しているため、各項目の根拠となる個別の条項については後段の参考資料を参照ください。
22	P22	(2)空家等の活用の促進に関する事項 ①空き家バンク制度の周知及び利用促進 『…「空き家バンク制度」の周知を図り、利用を促進します。』とありますが、鳥栖市は「全国版空き家・空き地バンク」に参加されているのでしょうか。	鳥栖市も「全国版空き家・空き地バンク」に参加しております。
23	P22	②空家等の流通促進のため関係法令等の制度を周知 市街化調整区域に対する制限のことだと考えますが、市街化調整区域空家等の利活用の促進として、どのような制限緩和策を実施されているのでしょうか。	番号6の回答をご参照ください。
24	p22	③移住・定住体験施設等としての活用 定住体験施設「河内町お試し住宅」として、河内町は自然の豊かさを味わい楽しむことは出来るでしょうが、ライフスタイルにもよると思いますが、日常生活での都市的利便性を享受することが出来るのでしょうか。 鳥栖市は市街地空家でも身近に豊かな自然を感じる事が出来るので、市街地の空家活用も良いのではないのでしょうか。 鳥栖市お試し移住事業として、お試し住宅利用者への鳥栖市空家等の利活用の情報提供は実施されているのでしょうか。 鳥栖市お試し移住事業実施要綱・鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付要綱について記載する必要はないのでしょうか。	「河内町お試し住宅」は、買い物に便利な市街地まで車で10分、博多までは最速29分と十分に都市的利便性がある住宅での生活を体験できる施設となっております。 お試し住宅利用者への空き家の情報提供につきましては、空き家所有者の了承が得られたものについて、庁内での連携を図りながら、今後行っていきたいと考えております。 鳥栖市お試し移住事業実施要綱・鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付要綱の内容につきましては、主として移住支援を目的としており、空家等の活用促進のための事業ではないため、ここでは記載しておりません。

修正前	修正後
P21 第4章 空家等対策の基本的取組 2. 空家等の適切な管理の促進 (6)早期アプローチのためのプロセスの構築 住民異動(死亡)を基に、空家等の適正管理に関するパンフレットの配布や、相続登記について周知するとともに、必要に応じて関係団体の相談窓口を案内します。	P21 第4章 空家等対策の基本的取組 2. 空家等の適切な管理の促進 (6)死亡届提出時における情報提供 住民異動(死亡)時の手続きのために、相続人等が市役所窓口に来庁する機会を捉えて、空家等の適正管理に関するパンフレットの配布や、相続登記について周知するとともに、必要に応じて関係団体の相談窓口を案内します。
P21 第4章 空家等対策の基本的取組 2. 空家等の適切な管理の促進 (7)災害等の緊急時の対応 所有者等による適切な管理がされず、自然災害等により空家等が危険な状態となり、周辺に危害を及ぼす危険性があると判断された緊急時には、災害対策基本法等の関係法令及び地域防災計画に基づき、これを回避するために必要な最小限の応急措置を講じます。  概要版 第4章 空家等対策の基本的取組 2. 空家等の適切な管理の促進 (7)災害等の緊急時の対応 ○自然災害等により緊急対応が必要な場合、災害対策基本法及び地域防災計画に基づいた応急措置を講ずる	P21 第4章 空家等対策の基本的取組 2. 空家等の適切な管理の促進 (7)災害等の緊急時の対応 所有者等による適切な管理がされず、災害等により空家等が危険な状態となり、周辺に危害を及ぼす危険性があると判断された緊急時には、災害対策基本法等の関係法令及び地域防災計画に基づき、これを回避するために必要な最小限の応急措置を講じます。  概要版 第4章 空家等対策の基本的取組 2. 空家等の適切な管理の促進 (7)災害等の緊急時の対応 ○災害等により緊急対応が必要な場合、災害対策基本法及び地域防災計画に基づいた応急措置を講ずる

番号	該当箇所	意見の内容	市の考え方
25	P23	4. 特定空家等に対する措置及びその他の対処 「法第14条」の追記は必要ないのでしょうか。	P1の第1章1. 策定の背景と目的に記載しておりますよう、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行等をふまえた計画を策定しているため、各項目の根拠となる個別の条項については後段の参考資料を参照ください。
26	P23	(1)特定空家等の認定 著しく衛生上有害となる おそれのある状態 ガイドラインからの抜粋とありますが、「建築物又は設備等の破損等が原因で、」の後に「吹付け石綿等が飛散し暴露」を追記する必要はないのでしょうか。	こちらの表については、あくまで事例として抜粋しており、分かりやすい事例のみを挙げているものとなります。ここに挙げている事例をもって特定空家と認定するものではありません。
27 文言修正	P23	※8(参考資料参照)を、直ぐに検索出来るように(参考資料48ページ参照)に記載変更してはどうでしょうか。※9も(参考資料87ページ参照)に記載変更。	ご意見のとおり、「参考資料」の後にページ数を記載するよう修正いたします。
28 文言修正	P24	(2)措置の方針 ② 措置内容の検討 「…措置の内容を決定するにあたり、必要に応じて協議会に意見を求めることとします。」を、「…措置の内容を決定するにあたり、直ちに法第9条第2項に基づく立ち入り調査や法第14条第1項に基づく指導等の手続きを開始するのではなく、把握した当該特定空家等の所有者等の情報を勘案し、具体的な対応方策を検討する。必要に応じて協議会に意見を求めることとします。」に記載変更してはどうでしょうか。	ご意見をふまえて、「措置の内容を決定するにあたり、把握した当該特定空家等の所有者等の情報を勘案したうえで、具体的な対応方策を検討し、必要に応じて協議会に意見を求めることとします。」に修正いたします。
29	P26	(2)鳥栖市空家等対策協議会(庁外) 「①構成」ですが、基本方針の変更として「地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体について、法第7条第1項に規定する協議会の構成員の例に加えるとともに、専門的な相談について連携して対応することを明記する。」とありますが、構成員としてNPOを追記する必要はないのでしょうか。	現在、鳥栖市空家等対策協議会へは、空家等対策に関わる幅広い分野から参加いただき、専門的見地から様々なご意見やご提案をいただいている状況です。 現時点で鳥栖市内に地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体は把握できておらず、今後の状況を見ながら連携を図るよう検討します。
30	P28	参考資料 下記の参考資料は目次が記載されているがページ数が記載されていないため、出来れば検索しやすいようにページ数を記載してもらいたい。 2. 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針…32ページ 3. 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)…48ページ	計画の冒頭「目次」において、ページ数を記載しております。
31	P74	【状態の例】の各項目の文章の最後に句点「。」が記載されていません。(このページだけ記載されていません。)	国が作成した「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)を参考資料としてそのまま抜粋しております。

修正前	修正後
P23 第4章 空家等対策の基本的取組 4. 特定空家等に対する措置及びその他の対処 (1)特定空家等の認定 ※8「ガイドライン」とは、「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続きについて、参考となる一般的な考え方を国が示したもの。(参考資料参照) ※9「特定空家等の判断基準」とは、ガイドラインを参考に作成した本市における「特定空家等」の判断及び措置に関する基準。(参考資料参照)	P23 第4章 空家等対策の基本的取組 4. 特定空家等に対する措置及びその他の対処 (1)特定空家等の認定 ※8「ガイドライン」とは、「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続きについて、参考となる一般的な考え方を国が示したもの。(参考資料48ページ参照) ※9「特定空家等の判断基準」とは、ガイドラインを参考に作成した本市における「特定空家等」の判断及び措置に関する基準。(参考資料87ページ参照)
P24 第4章 空家等対策の基本的取組 4. 特定空家等に対する措置及びその他の対処 (2)措置の方針 ②措置内容の検討 地域住民へ与えている悪影響をなるべく速やかになくし、かつ所有者等の負担が出来る限り少ないと考えられる措置の内容を検討します。 措置の内容を決定するにあたり、必要に応じて協議会に意見を求めることとします。	P24 第4章 空家等対策の基本的取組 4. 特定空家等に対する措置及びその他の対処 (2)措置の方針 ②措置内容の検討 地域住民へ与えている悪影響をなるべく速やかになくし、かつ所有者等の負担が出来る限り少ないと考えられる措置の内容を検討します。 措置の内容を決定するにあたり、 <b>把握した当該特定空家等の所有者等の情報を勘案したうえで、具体的な対応方策を検討し、必要に応じて協議会に意見を求めることとします。</b>



番号	該当箇所	意見の内容	市の考え方
32	P77	〔別紙5〕所有者等の特定に係る調査手順の例 「関係権利者・近隣住民・親族等聞き取り調査」から「代表者等死亡・不明」そして下の項目を示す矢印(⇒)がありません。  関係権利者・近隣住民・親族等聞き取り調査  ↓  代表者等死亡・不明	ご意見のとおり、矢印を追記いたします。
33	P88	調査方法 現地での特定空家等の判断は、外観調査によるものとします。 実際に外観調査で、構造耐力上主要な部分(基礎、土台、柱 又は はりの損傷等の点数評価が出来るのでしょうか。	特定空家等の判断に関しては、「住宅地区改良法施行規則」及び「外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)(国土交通省作成)」を一部準用しております。 それらにおいては、建物調査の実施にあたっては、崩落や柱等の傾斜などにより危険が及ぶ可能性や、所有者が不明のため立ち入ることが困難な場合もあることから、外観目視により、基礎、土台、柱、はりの状況を確認し判断・評価することとされております。
34 文言修正	P89	特定空家等の判断について 『ガイドラインでは、以下の状態にあると認められる空家等を「特定空家等」と定義しています。』に「法第2条第2項」を追記してはどうでしょうか。	ご意見のとおり、特定空家等の定義について、根拠法令を追記いたします。
35	P91	<特定空家等の判断及び措置に関するフロー> 「特定空家等に該当」に「法第7条の協議会による協議」「法第9条に基づく立入調査」を追記してはどうでしょうか。	特定空家等の判断、それに対する措置について、それぞれ「法7条の協議会による協議」を行い、個別の事情を判断していくこととなるため、フローには明示しておりません。また、「法第9条に基づく立入調査」についても、必要に応じて行うため、フローには明示しておりません。
36 文言修正	P92	「特定空家等の判定基準」の「特定定」と記載されていません。	「特定」へ修正いたします。
37	P92	外壁・評定内容Ⅱ 「外壁の仕上材料の……壁体を貫通する穴を生じているもの」を「……壁体を貫通する穴が生じているもの」に記載変更してはどうでしょうか。「を」⇒「が」	こちらの文言は、「住宅地区改良法施行規則第1条第1項に基づく別表第1」に定められる不良住宅判定の判定表を一部準用しており、そのまま抜粋したものとなります。
38 文言修正	P92	(例 2 : 建物の基礎 )を(例 2 : 建物の基礎及び土台 )と追記してはどうでしょうか。	ご意見のとおり、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』に合わせ、「建物の基礎及び土台」へ修正いたします。

修正前	修正後
P89 特定空家等の判断について ガイドラインでは、以下の状態にあると認められる空家等を「特定空家等」と定義しています。	P89 特定空家等の判断について ガイドラインでは、以下の状態にあると認められる空家等を「特定空家等」と定義しています。 <b>(法第2条第2項)</b>
P92 特定空家等の判定基準	P92 <b>特定空家等の判定基準</b>
P92 特定空家等の判定基準 A 家屋の危険性(家屋については「点数等」で評価) ①「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は将来そのような状態になることが予見される状態」 2. 倒壊等のおそれが予見されるか否かの判断は、上記の判定内容及び、国が示す「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)に記載される、【参考となる考え方】を基に判断を行う。 (例 2 : 建物の基礎 )	P92 特定空家等の判定基準 A 家屋の危険性(家屋については「点数等」で評価) ①「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は将来そのような状態になることが予見される状態」 2. 倒壊等のおそれが予見されるか否かの判断は、上記の判定内容及び、国が示す「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)に記載される、【参考となる考え方】を基に判断を行う。 (例 2 : 建物の基礎 <b>及び土台</b> )